

裁判脚本

(廷吏、弁護士、検察官、被告人、裁判官はすでに席に着いている)

裁判官：それでは開廷します。被告人は前に出なさい。

(被告人が席についてから) 名前は？

被告人：岸本 典明です。

裁判官：生年月日と年齢は？

被告人：昭和 63 年 5 月 1 日、21 歳です。

裁判官：職業は？

被告人：大学 3 年生経済学部です。

裁判官：では、検察官。起訴状を朗読して下さい。

検察官：はい。

起訴状

下記被告事件につき公訴を提起する。

「拘留中」

氏名 岸本 典明

公訴事実

被告人は平成 21 年 12 月 3 日、午後 1 時 10 分頃名古屋経済大学犬山キャンパス内の 2 号館一階の学生ホールで被害者である辻達也の所持品であるデジタルカメラを奪い取り、辻達也がカメラを取り返すために持ち出したナイフを奪い取りそれを辻達也の胸に突き刺し、出血多量のため死亡させた事件である。

罪名及び罰条

傷害致死罪 刑法第 205 条

裁判官：これから、この事実について審理を始めます。その審理の途中であなたに対し質問することがありますが、あなたには黙秘権がありますから、答えたくない時には黙っていてもかまいません。また、あなたがここで述べたことは証拠になりませんから、その点をよく考えて述べて下さい。そういう前提で尋ねますが、今、検察官が朗読した公訴事実の中で、どこか違っている点がありますか？

被告人：はい、あります。自分を守るためにやってしまった事だったんです。

裁判官：弁護士は公訴事実について何か意見はありますか？

弁護人：これは正当な防衛です。被告人は、辻達也がナイフを持って襲いかかってきたためにした防衛行為であります。

裁判官：被告人は席に戻りなさい。
では、検察官。冒頭陳述をして下さい。

検察官：はい。

冒頭陳述要旨

傷害致死 岸本 典明

今回の事件につき証明すべき事実は次の通りである。

被告人の経歴

- 1、被告人は昭和 63 年 5 月 1 日名古屋市市役所公務員の父親岸本久幸（ひさし）の次男として生まれ、豊橋私立池田中学そして池田高校を卒業した。
- 2、平成 7 年 4 月、名古屋経済大学経済学部に入學した。大学の近所のアパートで 1 人暮らしをしており、生活費を稼ぐため同年 5 月からコンビニエンスストアでアルバイトを始め、現在に至っている。

傷害致死に関する事実

平成 21 年 12 月 3 日、午後 1 時 10 分頃名古屋経済大学犬山キャンパス内で二宮沙紀の後ろをつける不審な人物を発見し、その人物を尾行し 2 号館一階の学生ホールに至った。その不審な人物とは被害者である辻達也で、辻達也の所持品であるデジタルカメラを奪い取った。辻達也がカメラを取り返すために持ち出したナイフを被告人は奪い取りそれを辻達也の胸に突き刺した。さらに被害者辻達也に応急処置をせず放置し、出血多量のため数十分後死亡させた事件である。

裁判官：では、証拠の説明をして下さい。

検察官：はい。証拠を説明します。

検察官証拠の説明

二宮沙紀は4ヶ月前ごろからストーカーらしきものに付きまとわれていると交際中の被告人岸本典明に話をもちかけていた。数ヶ月のうちにたびたび相談をもちかけられ、彼女の精神状態が日に日に病んでいくのを見て被告人はストーカーに対して強い恨みや憎しみ、怒りを抱いていた。

被告人は二宮沙紀の家に郵便で送りつけられた彼女が写る写真の背景からストーカーが同じ大学にいることを推測した。そして被告人はストーカーを捕まえ自らの手で制裁を下そうとしていた。

そんな中事件当日の午後1時5分ごろ同大学のコミュニティープラザと呼ばれる食堂の前で二宮沙紀と別れた直後、彼女を怪しい人物が追って行くのに気づき後をつけたところ、その人物がデジタルカメラを持ち出したためデジタルカメラを奪い取り彼女が盗撮されていないか持ち主の同意を得ずに無理やり確認した。被害者である辻達也は護身用ナイフを取り出しカメラを取り返そうとしたが被告人はナイフを奪い取り、辻達也を傷つける意思をもってナイフを突き刺した。

被害者辻達也の遺体の写真からナイフは胸に刺さっており大きな傷となっている。

また、被告人はナイフを奪い取った後ならば、辻達也は武器を持っていないため危険はなく圧倒的に被告人に有利な立場であったと考えられる。

裁判官：では弁護人、証拠を説明してください。

弁護人証拠の説明

被告人岸本典明は二宮沙紀に4ヶ月前ごろからストーカーらしきものに付きまとわれていると話をもちかけられていました。数ヶ月のうちにたびたび相談をもちかけられ、彼女の精神状態が日に日に病んでいくのを見て被告人はストーカーに対して強い恨みや憎しみ、怒りを抱いていたのは確かです。しかしそれが殺意や傷害の意思をもっていたとは思えません。なぜなら、被告人は二宮沙紀の家に手紙で送りつけられた彼女の写った写真の背景からストーカーが同じ大学にいることを感じて、彼女を危険から守ろうとしたからです。

辻達也は、被告人に対して強い嫉妬や恨み、怒りを抱いていたことは辻達也の自宅にあった写真から分かります。この写真は被告人の写真ですが顔は墨塗りにされており、次の写真では針のようなもので突き刺されています。その上3枚目の写真は切り裂かれています。

さらに辻達也は、事件の13日前にナイフを購入しており被告人を殺そうと考えていたことがうかがえます。

このように辻達也は、以前から被告人を殺す意思があり、事件当日かなりの勢いで被告人に襲いかかったと考えられます。

よって急迫不正の侵害に対する正当防衛を主張します。

弁護人：被告人の正当防衛を証明するため、被告人と仲の良い同じ部活の後輩である藤岡亮博を証人として尋問したいと思います。

裁判長：検察官、いかがですか？

弁護人：はい。結構です。私も証人として被告人の交際相手である二宮沙紀を尋問いたします。

弁護人：(台詞はないが同意の意思表示をする)

裁判長：わかりました。

証人尋問 藤岡亮博

裁判官：では被告人と同じボクシング部として仲が良かった後輩の藤岡亮博を尋問します。

廷吏：藤岡亮博

裁判官：名前は？

藤岡：藤岡亮博です。

裁判官：生年月日、年齢、職業を教えてください。

藤岡：平成元年11月7日生まれ20歳、大学2年、法学部です。

裁判官：宣誓してください。

宣誓書

良心に従って、本当のことを申し上げます。知っていることをかくしたり、ないことを申し上げたりなど決していたしません。誓います。

証人 藤岡 亮博

弁護人：あなたは被告人とどのような関係でしたか？

藤岡：大学のボクシング部の部員として先輩後輩関係です。岸本先輩は部活でもよく活躍しているので練習に付き合ってもらったりアドバイスを受けていたりしていました。

弁護人：では事件の時のことについてお聞きしますがあなたはその現場を目撃しています。何がどうなっていたのかあなたの見たものを教えてください。

藤岡：何で事件が起きたのかは観ていません。僕が見たのは岸本先輩と辻君がもめあっていたところだけです。岸本先輩と辻君がぶつかって辻君が倒れるところは観ました。

弁護人：「ぶつかって」とはどのように？

藤岡：どのようにって...その...どちらかといえば辻君のほうからぶつかってという感じでした。

弁護人：ナイフは見えましたが？

藤岡：いえ、僕からは見えなかったです。

弁護人：どちらが先に持っていたかはみえましたか？

藤岡：先輩は持っていなかったのだから相手が持っていたんじゃないですかね？

弁護人：ありがとうございました。

裁判官：それでは検察官どうぞ。

検察官：被告人は部活動でどのくらいの練習に励み、どのくらいの成績を収めていますか？

藤岡：先輩は部活に熱心で来年度の部長候補でした。大会では優勝することもあり最近はまだ一層頑張っていました。

検察官：それだけの力があれば一般の人なら簡単に抑えつけられる力がありますよね？

藤岡：...大体の人は...

検察官：それは辻達也に対しても同じですよ？

藤岡：...

検察官：...。分かりました。次に救急車が現場に駆け付けるまで被告人はどうしていましたか？

藤岡：そばに立ったままぼーとした感じだったと思います。

検察官：辻達也さんが出血していても助けようともせずに何もしなかったということですね？

藤岡：まあ、あんなことになったら普通何もできないと思います。

検察官：以上です。

証人尋問 二宮沙紀

裁判官：では次に被告人と交際していた二宮沙紀を尋問します。

廷吏：証人二宮沙紀。

二 宮：はい。

裁判長：名前は？

二 宮：二宮沙紀です。

裁判長：生年月日と年齢は？

二 宮：平成2年1月26日 20歳です。

裁判長：職業は？

二 宮：大学2年生法学部です。

裁判長：それでは宣誓をしてください。

二 宮：はい。

宣誓書

良心に従って、本当のことを申し上げます。知っていることをかくしたり、ないことを申し上げたりなど決していたしません。誓います。

証人 二宮 沙紀

裁判官：検察官、質問をどうぞ。

検察官：質問します。

まずあなたは事件が起こったとき、現場に居合わせていました。なぜあそこに行ったのですか？

二 宮：授業前だったので友達と2号館の学生ホールにある自販機に飲み物を購入しようと思って行きました。

検察官：あなたがそのとき観たことを教えてください。

二 宮：典明が立ちつくしていて、よく見ると辻君が倒れていました。

検察官：被告人が辻達也ともめあっている様子ははっきりとは観ていないのですね。

二 宮：はい。

検察官：あなたが被告人にストーカーについて相談をしたときに被告人はどのような解決策を提案しましたか？

二 宮：怪しい奴を見つけると言っていました。

検察官：自らストーカーを見つけ、捕まえると言ったのですか。

二 宮：それは私が警察に言ったらストーカーに何されるか（わからないと言ったからで…）

検察官：聞かれたことだけに答えてください。（上にかぶせて強く言う）

二 宮：はい。

検察官：被告人は自らストーカーを捕まえるというような無茶な考えをするような人物だったのですね。

二 宮：……はい。

検察官：以上です。

裁判官：それでは弁護人反対尋問を。

弁護人：はい。質問します。

あなたは辻達也にストーカー行為を受けていたと言っていますが、具体的にどのような行為を受けていたのですか？

二 宮：無言電話や嫌がらせの手紙と一緒に盗撮された写真が送られてきました…

弁護人：授業のある日は学校には毎日登校していましたか？

二 宮：いいえ。最近はいつも盗撮されているような気がして怖くなったので一週間に1, 2回しか授業には出ませんでした。

弁護人：岸本さんにはストーカーについて何度か相談したんですか？

二 宮：はい。直接会ったり、電話も入れて10回以上は…。

弁護人：ストーカー行為をされていると感じてから生活は変わりましたか？

二 宮：大学は楽しかったのですがストーカーされていると思い始めた時からだんだん楽しくなくなってきて、怖くなってきていつも気分が暗い感じになってました。

弁護人：それを貴女の状況を知った岸本さんの態度は変わってきましたか？

二 宮：すごく私に気を遣ってくれるようになりました。

弁護人：例えばどんな感じですか？

二 宮：「大丈夫か？」って電話してくれたり、授業前後は大抵の時は教室まで迎えに来てくれたりしました。

弁護人：ありがとうございました。

被告人質問

裁判官：それでは最後に被告人質問に入りたいと思います。

廷吏：被告人は供述席へ。

裁判官：では検察官から。

検察官：先に手を出したのはあなたですね？

被告人：カメラを取り上げただけです。

検察官：カメラを奪う行為により辻達也さんが怒ることは想定できますよね？

被告人：そんなことはどっちでもよかったです。

検察官：辻達也さんは二宮沙紀に電話をしたり手紙を送ったりしましたがそれだけのことでこのような強引な手段を選んだのですか？

被告人：沙紀の病んでいく姿を見ていたらそれだけのことなんて言えないでしょう。

検察官：…。でもあなたは人を抑える力があったんですよね？

被告人：まあ…。

検察官：それなのにあなたは傷つける意思を持って武器を持たない辻達也さんに向かってナイフで刺したんですね？

被告人：刺したのではありません。襲ってきたのを防ごうとしたら刺さってしまったんだといってるじゃないか！

検察官：でもあなたは

弁護人：意義あり！検察官は被告人を誘導しようとしています。

裁判官：意義を認めます。

検察官：質問を替えてください。

検察官：…わかりました。あなたは辻達也さんが出血しても助けようともせずにそばに立っていたそうですが別にかまわないと思っていたのではないですか？

被告人：違います。自分のやったことが分からなくなって何もできなかつただけです。

検察官：以上です。

裁判官：次に弁護人。

弁護人：あなたはカメラを辻達也から取り上げた後、辻達也をどのように対処するつもりでしたか？

被告人：もちろん警察に頼んでストーカーには罪を償ってもらおうつもりでした。

弁護人：精神的に追い詰められていく二宮沙紀さんを間近で見ているとき、ストーカーに

対してあなたはどう思いましたか？

被告人：ストーカーは許せませんでした。でも殺そうとか傷つけようなんて考えていません。

弁護人：辻達也さんをナイフで刺してしまった後のあなたの心境はどうでしたか？

被告人：もう、茫然として何がどうなったのかパニックで考えられませんでした。

弁護人：以上です。

裁判官：当事者双方新たに証明すべきことはありませんか？

検察官：はい、結構です。

弁護士：ありません。

裁判官：では検察官、意見を述べてください。

検察官：はい。

論告求刑 最終弁論

論告求刑

- ・ 先に手を出したのが被告人であること。
- ・ 落ちたナイフを拾ってまで行為に及んだこと。
- ・ ナイフを使わなくてもボクシング部の被告人なら辻達也を抑えつける力があるにもかかわらずナイフを使用したこと。
- ・ 倒れている辻達也を放置し、最終的に死なせてしまったこと。

よって罪は重く被告人を刑法 205 条傷害致死罪により懲役 年とするのが相当であると思われる。

裁判官：それでは弁護人、弁論を。

弁護人：はい。

最終弁論

- ・ 被告人は二宮沙紀にストーカーについての相談を受けていて、彼女が追い詰められていくのを何とか救いたいという気持ちは当然です。
怪しい人物を目撃したことにカメラを取り上げ、画像を確認する行為に至ったのはやむを得ません。しかしそのとき彼は辻達也を傷つけようとは考えておらず、捕まえて警察に渡すことを考えていました。
- ・ 辻達也はストーカー対象の二宮沙紀の交際相手である被告人を殺すためにナイフを購入しています。
- ・ 辻達也の家には被告人の写真の顔を黒くつぶしたものなど被告人に対して尋常でない嫉妬を抱いていました。

これらの辻達也の殺意を立証することで被告人は急迫不正の侵害を受けていたという事は間違いありません。

- ・ 被告人はナイフを拾っていますがそれは辻達也がナイフを拾うと自分の身が危ないと感じたからであり、当然の判断といえます。

よって刑法 36 条正当防衛を主張します。

裁判官：それでは被告人は前に出なさい。

これで審理は終わりますが、最後に言いたいことがあれば言いなさい。

被告人：やはりストーカーの行為は許せません。自分は殺すつもりは無かったです。正当防衛だと思っています。

裁判官：では、これで結審します。判決は裁判員とともに行いますので3分ほどお待ちください。